

**「エシカル消費」実践の普及促進のための動画制作及び放映業務に係る
受託候補者選定評価基準**

1 目的

この基準は、「エシカル消費」実践の普及促進のための動画制作及び放映業務の受託候補者を選定するために行う評価について、必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

- (1) 評価基準は、下表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。
- (3) なお、最低合格点は60点とし、応募が1者のみの場合も同様とする。評価点が60点以上のものがない場合は、再度公募を実施する。

評価項目	評価事項（カッコ内は配点）
映像の企画提案 内容 (60点)	<ul style="list-style-type: none"> ・「エシカル消費」の内容及び普及促進の重要性について理解したうえで、消費者の実践につなげやすい的確な企画提案であるか。(25点) ・幅広い層の方が興味を持ち、印象に残る企画となっているか。(20点) ・提案の映像制作に向けて、効果的な取材方法（撮影方法、内容、動画・写真等映像資料の入手方法等）が提案されているか。(10点) ・京都市政及び委託業務の目的について十分理解したうえでの企画提案となっているか。(5点)
広報の企画提案 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方に映像を見ていただけるよう、インターネット（SNS等）を活用した広報手法やインターネットで配信した映像の視聴数を増やす手法、その他の工夫等の提案について効果的な提案となっているか。
実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・10点×（全受託候補者の中の最低提案価格）／（受託候補者の提案価格）。 ※ 小数点以下は切捨て。